審　査　基　準

平成６年９月28日作成

法　　令　　名：	道路交通法施行令
根　拠　条　項：	第13条第１項
処 分 の 概 要：	緊急自動車の指定
原権者（委任先）：	山口県公安委員会
法 令 の 定 め：	
審　査　基　準：	
標 準 処 理 期 間：	指定申請受理書の交付～７日 指定書の交付～自動車検査証(写し)の提出の日から７日
申　　請　　先：	申請書は、自動車の使用の本拠の位置を管轄する警察署の交通課窓口に提出してください。
問 い 合 わ せ 先：	警察署交通課又は交通部交通企画課企画係
備　　考：	